

一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(一財)鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、勤労者(含事業主)に対する福利厚生事業を行う一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター(以下「サービスセンター」という。)事業に要する下記の経費を補助することにより、中小企業における勤労者の福祉の増進に資することを目的とする。

- (1) サービスセンターの管理に要する経費について補助を行う事業
- (2) サービスセンターが実施する別に定める事業に要する経費について補助を行う事業
- (3) サービスセンターが実施する健康の維持増進事業に要する経費について補助を行う事業

(補助金の算定等)

第3条 本補助金は、サービスセンター事業に要する経費(会費収入、事業収入等の特定財源を除く)の10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付申請は、事業計画書及び収支予算書並びに補助金配分計画書を添付し、毎年4月3日までに行わなければならない。

(交付時期)

第5条 本補助金は、サービスセンター事業が円滑に行われるよう補助金配分計画書に基づいて交付する。

(実績報告)

第6条 規則第12条に定める実績報告は、事業報告書及び収支決算書によるものとし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月7日までに提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月23日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月25日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。